

第 6 3 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 3 月 2 5 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 38号議案 | 平成27年度穴粟市一般会計予算 |
| | 第 39号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 40号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 41号議案 | 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算 |
| | 第 42号議案 | 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 43号議案 | 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 44号議案 | 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 45号議案 | 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 第 46号議案 | 平成27年度穴粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 47号議案 | 平成27年度穴粟市病院事業特別会計予算 |
| | 第 48号議案 | 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算 |
| 日程第 2 | 第 49号議案 | 穴粟市地域創生戦略委員会条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 50号議案 | 土地の取得について |
| 日程第 4 | 発議第 1号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書について |
| 日程第 5 | 所管事務等調査 | について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|--------------------------|
| 日程第 1 | 第 38号議案 | 平成27年度穴粟市一般会計予算 |
| | 第 39号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 40号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 41号議案 | 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算 |
| | 第 42号議案 | 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |

- 第 43号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
 第 44号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計予算
 第 45号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
 第 46号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計予算
 第 47号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計予算
 第 48号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
 日程第 2 第 49号議案 穴粟市地域創生戦略委員会条例の制定について
 日程第 3 第 50号議案 土地の取得について
 日程第 4 発議第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
 る意見書について
 追加日程第1 第 49号議案 穴粟市地域創生戦略委員会条例の制定について
 追加日程第2 第 50号議案 土地の取得について
 日程第 5 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
まちづくり推進部長	中岸芳和君	市民生活部長	船引英示君
健康福祉部長	浅田雅昭君	産業部長	西山大作君
農業委員会事務局長	前田正明君	建設部長	前川計雄君
教育委員会教育部長	岡崎悦也君	総合病院事務部長	広本栄三君

(午前 9 時 3 0 分 開議)

議長 (岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告 2、本日、市長から議案 2 件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 3 8 号議案～第 4 8 号議案

議長 (岸本義明君) 日程第 1、第 38 号議案、平成 27 年度穴粟市一般会計予算から、第 48 号議案、平成 27 年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの 11 議案を一括議題といたします。

当該 11 議案は、去る 3 月 11 日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11 番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長 (東 豊俊君) それでは、報告をいたします。

第 63 回穴粟市議会定例会において、本委員会に付託されました平成 27 年度各会計予算に係る第 38 号議案から第 48 号議案までの 11 議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告をいたします。

1. 全体会。

審査日は、平成 27 年 3 月 23 日。

審査場所は、穴粟市議場であります。

出席委員は、東 豊俊 (委員長)、小林健志 (副委員長)、鈴木浩之、稲田常実、伊藤一郎、飯田吉則、大畑利明、榎橋美恵子、西本 諭、秋田裕三、藤原正憲、福島 齊、岡前治生、山下由美、実友 勉、高山政信。

欠席委員は、林 克治であります。

2. 小委員会。

審査日、平成 27 年 3 月 12 日、13 日、16 日、17 日。

審査場所、穴粟市議場で行いました。

出席委員は、岡前治生 (委員長)、林 克治 (副委員長)、鈴木浩之、小林健志、

飯田吉則、西本 諭、秋田裕三、東 豊俊、高山政信。

欠席委員はありませんでした。

説明員として、部局長以下関係職員に説明員として出席がありました。

審査資料については、平成27年度宍粟市各会計予算書、平成27年度主要施策に係る説明書及び部局より提出のあった関係資料であります。

審査の経過及び結果でございます。

平成27年3月2日の定例会において上程があり、同月11日に、本委員会に付託された第38号議案から第48号議案までの平成27年度予算に係る11議案の審査は、同日、委員会を招集し、9人の委員で構成する小委員会・予算委員会を設置し、詳細審査をすることに決定しました。同日、予算委員会を開催し正副委員長を互選し、審査日程及び審査要領を協議しました。

予算委員会は、先ほど申し上げましたように3月12日、13日、16日、17日の4日間で、平成27年度予算書及び主要施策に係る説明書を中心に、各部局ごとに説明員の出席を求め審査をいたしました。

その後、23日に全体会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、同日付で委員から提出された第38号議案の修正案をあわせて議題とし、質疑及び自由討議を行い、採決の結果、次のとおり決定しました。

第38号議案、平成27年度宍粟市一般会計予算、賛成多数で原案可決すべきもの。

第39号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算、賛成多数で原案可決すべきもの。

第40号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第41号議案、平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第42号議案、平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算、賛成多数で原案可決すべきもの。

第43号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計予算、賛成多数で原案可決すべきもの。

第44号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第45号議案、平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第46号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第47号議案、平成27年度宍粟市病院事業特別会計予算、全会一致で原案可決すべきもの。

第48号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計予算、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

なお、自由討議では、第38号議案に対して退出されました修正案の内容に関すること（千種のB & Gプール温水化に関する予算の削除と教育研修所に関する予算の減額）に集中しましたが、採決の結果、修正案は賛成少数で否決となりました。

予算委員会の審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりであります。

企画総務部・選挙管理委員会事務局。

冒頭に兵庫県西播磨県民局の重点施策に、西日本一のカヌーの競技場づくりプロジェクトに2,500万円、森林セラピー健康の里づくりプロジェクトに1,000万円の予算が計上されていることが説明されました。

第1に、予算全体として、歳出を抑制すべき時期に増額になっていることに議論があり、予算編成方針では、前年度を上回らないとの方針のもとに立てたが、臨時的な建設費の増加がプラスになったとの説明でした。

経常収支費比率は90.6%になっているが、担当としては90%を切りたいとのことでした。

次に、しそチャンネルの加入率が55%と伸びていないことについて、総合病院にも接続するなど努力しているが、地デジ視聴地域では難しいようです。

次に、行政懇談会の女性の参加比率が極端に低いことについては、テーマを設定した懇談会を設定するなど工夫をしてみるとのことでした。

次に、設計業務等が業者への丸投げになっていないかとの指摘に対しては、技術職員の知識向上に努めたいとのことでした。

次に、ふるさと納税のPR策については、来年度から税控除が倍くらいになるので、さらに増えるチャンスがある。お礼についても充実させたいとのことでした。

次に、この間の行政改革で起債の任意の繰り上げ償還を30億円程度しています。

次に、光ネットの工事費が多いとの指摘に対しては、関西電力などの電柱に架設させてもらっているので、移転工事があれば、負担しなければならないとの説明でした。

次に、議会への配付資料の訂正が多いことについて、複数でチェックするなど間違いのない資料配付を求める意見がありました。

次に、財政計画に基づく起債の借り入れ、償還を行い、起債残高の抑制に努めるよう求める意見がありました。

次に、まちづくり推進部であります。

第1には、元気げんき大作戦の補助金ですが、きちっとしたメニューを示すべきとの意見に対しては、アドバイザーを有効に活用するとともに、事業の選考についても、行政と第三者の審議会で決定していくことになるとのことでした。

次に、コミュニティ醸成支援事業補助金が創設され、地区自治会で取り組まれた事業の継続にも利用できるとのことです。補助金については、1カ所20万円と会議費・研修費として15万円を上限に計上しています。地区自治会の交付申請に基づいて決定するようです。

次に、消防団員の婚活事業は、専門のNPO法人に委託するとのことでした。

次に、空き家バンク事業ですが、残念ながらなかなか登録数は増えていないようです。登録を増やす方法として、心理的障壁を取り除く必要性が指摘されました。また、定住促進に関しては、田舎で暮らしたい理由をしっかりとつかみ、専門誌なども活用すべきとの意見がありました。

次に、地域イベント補助金については、地域がやりたいかが先であり、その事業に沿った補助金にすべきであると意見がありました。

次に、地域おこし協力隊ですが、当初は一括して12名の募集の予定でしたが、3月に4名の募集をかけ、7月には移住できるような計画のようです。その後は順次募集をしていくとのことでした。まずは、産業部と市民生活部関連で募集するとの説明でした。あとは、地域の協力のもとに10月移住を目指して募集をするようです。

次に、防犯カメラ設置に関して、データの管理をどうするかという問いに対しては、ガイドラインを設け、責任者をつくるとの説明でした。

次に、市民生活部であります。

第1に、ごみ収集委託料が3カ年契約の入札で、4社が1,674万円で同一価格の入札となっていますが、他の入札はばらばらな入札結果となっています。直営と民間委託の差はどうかとの質疑に対して、直営はプラ、ペットボトル、紙パックの一番経費がかかるものの収集を担当しているとの説明でした。

次に、将来的なエネルギー確保が大切で、調査だけではなく、実施することに意味があるとの意見がありました。担当部は、地域の事業性が成り立つかどうかの調

査を進めているとのことであります。

次に、竹処理機の購入費が計上されているが、4町全てに設置すべきとの意見もありました。

マイナンバー制度については、住民サービスの一環で、住民票等のコンビニ交付ができるようになるが、交付枚数の30%の普及があれば、窓口負担等の軽減効果が出るとのことでした。

次に、へい死動物の取り扱いについて意見が出ましたが、シカ等についても対応できるとのことでした。

次に、2030年に太陽光発電を48%に伸ばすのは困難であり、ロードマップを見直し、発電量で評価すべきであるとの意見もありました。

次に、ごみの減量、再資源化、エネルギー自給、CO₂削減など、環境施策について目標管理を行うよう意見がありました。

また、国民健康保険事業特別会計では、医療費通知やレセプト点検、ジェネリック薬品の推奨などが医療費削減に繋がるのかとの意見がありましたが、効果は上がっているとのことでした。

国保会計積立金は現在1,800万円程度であり、本来はもっと基金は必要とのことですが、繰越金は次年度に回すため、基金は増えないとのことでした。

さらに、資格証明書が平成27年1月では12件、短期証720件とのことでした。債権回収課と協力して、分割納付等の約束をして、短期証を交付しているとのことでした。

次に、健康福祉部であります。

第1に、生活困窮者支援員は2名おり、生活保護とあわせて社会福祉課で臨時職員で対応します。ハローワークや事業所、NPO法人との連携を進めます。

次に、少子化対策推進総合計画策定事業委託料は、ニーズ調査をするもので、計画策定に当たっては、平成27年度の総合計画や総合戦略の中で検討するとの説明でした。

次に、婚活事業である出会いサポート事業などに議論が集中しました。匝瑳市の事例が出され、職員が専門で対応していることも紹介され、出会い応援事業や消防団の婚活事業にしっかりと取り組むことを望みます。また、出会い応援事業では、40歳以上も対象として、離婚者等も対象にしてはとの意見もありました。さらに、周知方法もしっかりすべきとの意見もありました。いずれにしても、社会福祉協議会任せではなく、結果の出るような事業展開を求めました。ネーミングについても、

「縁結びサポート」と真剣さがわかる表現にしてはどうかという提案もありました。

次に、臨時福祉給付金は、平成26年度の実績で80.4%にとどまっており、周知徹底をして、対象者全員が受けられるようにすべきであります。

次に、認知症総合支援事業では、看護師1名を配置し、地域包括支援センターの中で対応していきます。

次に、がん検診の受診率を上げる取り組みが必要との意見に対して、新年度も引き続き5年置きに検診のクーポン券を発行し、受診率の向上を目指します。また、再検査になった人への指導を強めるとの説明もありました。

次に、消費者相談における相談件数は55件で、実損害額は約850万円です。年齢層では高齢者が多いとのことでした。

次、シルバー人材センターの運営費補助は必要かとの意見に対しては、市、国の補助金で成り立っている事業であり、市の仕事の優先発注をしたいが法改正で派遣事業が難しくなっている側面があることも理解してほしいとのことでした。

障害者施策の啓発は十分かとの指摘に対しては、施設や病院から地域共助の方向に向いているので、包括支援を行い、市にあったシステムをつくりたいとの説明でした。

次に、人口動態、人口構成を考慮し負担金、補助金などを見直すよう意見がありました。

次は、産業部・農業委員会事務局であります。

第1に、特産品のシールはどこが担当するのかとの問いに対して、市が責任を持つとのことでした。市内と市外の9カ所の特産品売り場で活用します。また、シールは12枚集めると抽せんでふるさと産品と同じ5,000円程度のものが当たる制度になります。

次に、新規就農について質疑があり、当局は研修制度と定住制度との区別を行います。研修制度とは、2、3年をめどに農業を経験してもらう制度です。定着のためには、地域の方とコミュニケーションがスムーズに行えるように、行政としても援助をします。

次に、鳥獣被害を減らすために、狩猟免許の取得のための経費補助や捕獲されたシカの処分を行政が責任を持って行うべきとの意見が出されました。当局は、地域は地域で守るとの考えも大切で、地域で狩猟免許を取得する人を推薦してほしいとの方針も示されました。これに対して、委員からはある自治体では、公務員が狩猟免許をとっている事例を示し、宍粟市も検討すべきとの意見がありました。

次に、山崎の藤まつりやもみじ祭りにあわせて、旧商店街の活性化策を兵庫県立大学環境人間学部と連携して、軒先に店を出したりして賑やかなまちづくりを行いたいという計画です。出店は50店舗を目標にしています。

次に、プレミアム商品券ですが、2割のプレミアムで4億8,000万円の経済効果があります。どのような使い方ができるのか、商工会と協議中です。平成21年度の経験を反省して、小規模商店に配分を多くすることや自宅のリフォームなどにも利用できるように、利用範囲を広げるとともに、事業者が換金する際にも手数料負担を伴わない方法を検討しています。

次に、観光拠点（プラットホーム）の設置が遅れているとの指摘がありましたが、現在、交渉中の土地があり、もう少し待つてほしいと部長答弁がありました。

次に、農業委員会として新しい取り組みはあるのかとの問いに対して、農業委員6名が朝鮮ニンジンの栽培に挑戦しているとの報告がありました。

次に、林業費が減っているとの指摘に対しては、兵庫県の作業道整備率の指標から見ると、県全体ではそれを超えており減額となったが、県には引き続き要望していきたいとの答弁でした。

次に、指定管理の施設については、土地の借上料を市が支払っているところや指定管理者が支払っているところもあり、整理すべきとの意見がありました。

次に、建設部であります。

建設部は土木部と水道部が統合され、約95億円という予算を計上しています。

第1には、道路新設改良費について、費用対効果を計算して計画しているのかとの問いに対しては、都市計画道路は自動車の通行車両数を調査等しているが、通常の市道については、市民の要望やニーズによって緊急度の高いものから優先して予算化しているとの説明でした。

第2には、「夢の小径」事業については、市内の新1年生から中学3年生まで、3,500枚と残り1,000枚程度は公募し、一部負担金を求めるとのことです。また、ふるさと納税者にも呼びかけるそうです。

次に、交通安全対策についてであります。ちくさ杉の子ども園の入り口の安全対策について要望がありました。

次に、地籍調査については、千種に取りかかりますが、できる限り早くしないと境界がわからなくなる心配があり、当局も県営事業の対象にして、できるだけ早く取りかかりたいとの説明がありました。

次に、夢公園のトイレであります。8月の花火大会が終わってから取りかかり、

現在のトイレの隣に建設し、女性用を2器増やして6器とするとともに、多目的トイレもつくります。

次に、かわまちづくり事業の6,100万円の財源は補助金が40%、補助残の95%が起債によるものです。

次に、道路工事の遅れが目立つことに対して、自治会等も巻き込み、用地買収などがスムーズに進むようにすべきとの指摘がありました。

下水道事業については、第1に、繰入金約10億円と多過ぎるとの問いに対しては、施設費が高いついており、平準化債も利用しながら調整しているが、毎年この程度の繰り入れが必要であるとのことでした。

第2に、コミュニティプラントと下水道との違いは、一般廃棄物事業債の10年償還の起債と下水道債30年償還の違いが出ているとのことでした。将来的には、処理場の統合等も検討課題であるとの説明もありました。

また、水道事業については、第1に、予算の段階で既に赤字予算になっているとの指摘に対しては、料金を統一したので、留保資金13億円の一部を使っているが、2、3年後には、高料金対策交付金が入るので、損益は同じになるとの説明がありました。

第2に、水道工事費では、山崎の老朽管の耐震化に順次取り組んでいくとの説明です。

第3には、山崎では、水源の複数化が必要であるとして、新しい水源整備も行われます。

第4に、料金の滞納について、増やさない取り組みを求めるとの意見もありました。

次は、会計課、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局であります。特に意見はありませんでした。

次、教育委員会教育部。

第1には、教育研修所の野原小学校への移転について議論が集中しました。波賀市民局に併設されている実績は、平成25年度で2,261人、110件程度ですが、手狭になったとのことでした。利用するのは右端の教室6室と多目的ホールです。しかし、4,000万円の予算が多過ぎるとの問いには、クーラー等を設置するために、高圧電源に変えるための工事費が多額になるとの説明でした。

第2には、波賀小学校と戸原小学校にタブレットを導入します。まずは教師がマスターし、子どもたちに教えます。児童1人に1台とのことではありません。教師

は社の研修所にタブレットを利用した教育の研修に行っています。波賀と戸原が選ばれたのは、平成28年度にパソコン機器の更新予定になっているからです。

次に、千種のB & Gプールを温水化することによって、ランニングコストは1,900万円の赤字になります。他の自治体の例でなく、介護予防などしっかりと検証してほしいとの要望がありました。また、利用者見込みについても正確な数字を求める意見が出ました。

次に、一宮北中校区の小学校の統廃合について、3校維持した場合、三方小学校に統合した場合、3つのケースのコスト比較一覧表を求め、後日、資料が配付されております。

次に、学校給食に宍粟市のアユを提供することについて、養殖物でないものを提供できるのかとの問いに対して、確保できる見通しとのことでした。

次に、新年度から保育制度が大幅に変わり、1号認定は3歳以上で幼児教育を希望、2号認定は3歳以上5歳未満で長時間保育を希望、3号認定はゼロ歳から2歳で長時間保育を希望する認定であります。来年度は、3歳で1号認定を受けた子どもたちは事実上千種と波賀でしか利用できなくなっています。しかも、市は幼保一元化計画を変えないので、認定こども園ができないと3歳児幼児教育は行われません。

次に、総合病院であります。

山崎院長が冒頭挨拶に来られ、この間の経営不振の原因と経過を説明するとともに、地域の病院としての役割を果たしていくために、医師の確保等で神戸大学、岡山大学、兵庫医科大学、大阪医科大学等にも直接お願いに行っている等の現状の説明がありました。

第1に、公立病院として採算がとれない部門がどれくらいの赤字かとの問いに対しては、約3億円程度、市からの支援が欲しいとのことでした。

第2に、経営改善策として、ジェネリック医薬品の推奨をしています。

第3には、総合病院としては、整形外科医の常勤化が一番の課題です。内科、眼科、泌尿器科の医師の必要性も高まっています。

第4に、院内託児所は定数20人に対して現在13人が利用しています。

第5に、現在の病床利用率は66%ですが、70%を達成することが当面の目標とのことでした。

各部に係る意見は以上のとおりですが、全体として、各事業の成果目標を設定するとともに、適切な事前評価に基づき、効率的、効果的な事業実施を行われたいと

の意見がありました。

また、教育研修所の予算については、特に慎重を期して執行されたいという意見がありました。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

次に、本11議案のうち、第38号議案について、鈴木議員ほか3名からお手元に配りました修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 第38号議案、平成27年度宍粟市一般会計予算に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び会議規則17条の規定により、別紙修正案を添え、賛成者3名とともに提出いたします。

修正の概要であります。千種B & G海洋センタープールの温水化の見直しによる減額、また、今年度で閉校となる野原小学校に整備予定の教育研修所にかかわる予算の減額を行うものです。これにより一般会計の歳入歳出ともに4億500万円減の243億3,250万円となります。

歳入では、15款2項1目1節の県補助金であります木質バイオマス利用施設等整備補助金3,021万円のうち、千種B & G海洋センタープールへのペレットボイラー導入に係る2,850万円を減額いたします。

また、21款1項8目1節の教育研修所整備事業に係る過疎債の3,500万円を削除し、同4節の保健体育債千種B & G海洋センタープール整備に係る過疎債を3億4,150万円減額し、5,500万円とします。

千種B & G海洋センタープールの工事については、B & G財団修繕助成交付金3,000万円と合わせ、規模はこれまでと同等でバリアフリー等、高齢者・障害者・幼児の利用に考慮した屋内プールを想定し、当初予算では8,000万円を計上します。

野原小学校の利活用については地域住民の意向を反映した全体の整備計画を策定

し、一体的な利活用を進めることが必要であり、その計画が定まったのち、補正等で対応することもやむなしと考えます。全体計画がないまま教育研修所に係る部分のみをとりあえず整備してしまうことによる無駄を省き、利活用の幅を狭める危険性を除去します。

この修正により、市債の発行予定は3億7,600万円減の32億8,780万円となります。一般会計における起債額が償還見込み額を6,649万円上回ってしまいますが、前年度と比較して起債は850万円の増に抑えられます。

結果、一般会計における平成27年度末の起債残高は324億5,175万4,000円となり、市民一人当たりの負担額は、平成26年度比較してほぼ同額となります。

先日の予算決算常任委員会でも同様の提案をしていますが、その際、工事費8,000万円の根拠についての質疑がありました。B & G財団修繕助成交付金の申請、交付金の決定を受けた段階で、B & G海洋センターの名称を使用しなければならないこと、また、この交付金を辞退できないことは市当局は認識していたはずですが、総工事費の7%程度の出資で、B & G海洋センターの名称を使用することは、納税者である市民に説明が付きません。また、2カ月の使用に8,000万円では、1カ月当たりの工事費用がかかり過ぎもったいないとの意見もありましたが、利用計画において、この2カ月間に全体の1万4,305人の34%に当たる4,805人が予定されており、受益者数との関係においては効果的と考えます。

そして、全国のB & G海洋センターの状況を見ますと、B & G財団より譲渡された施設を全て取り壊しゼロから建て直している例はありません。譲渡を受けた資産のうち利用できる部分を残し、修繕助成交付金等を使って大規模改修を行っています。この修繕助成交付金が修繕費の2分の1補助、上限3,000万円という性質を持っていることから、それは明白です。

認定こども園、図書館をあわせた一体的な計画のもとに千種小学校南側の整備がなされていれば、昨年8月まで使用されていたプールの全てを取り壊す必要もなかったと考えます。

工事費を8,000万円程度で抑えていただかないと、全てにおいて説明がつかないという理由からの予算であることを御認識ください。

一昨日の予算決算常任委員会では、委員会としてこの修正案は否決されましたが、これまでも委員会と議会で異なる決定がなされていることも鑑み、地方自治体における2元代表制の一翼を担う議会の権能、また議員各位の適正な判断に基づき、この修正案に賛同いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の説明は終わりました。

続いて、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑は終わります。

これより、討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第38号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

3番、小林健志議員。

3番（小林健志君） 第38号議案、平成27年度宍粟市一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出それぞれ247億3,000万円であり、前年予算236億4,000万円で、10億9,000万円の増となっておりますが、人口減の中、元気な宍粟市をつくるためには思い切った事業が必要不可欠であります。

宍粟市には、過疎地域が多くありますが、その地域が元気でなければなりません。宍粟市発展の予算組みであります。また、財政力指数が4割にも満たない本市にとって、市民サービスに必要な社会資本を整備するためには、起債を有効に活用する必要があります。千種B & G海洋センターの改修工事は、施設利用者の健康増進と体力づくりに寄与でき、また、温水化で年間利用が可能となることにより、学校プールとしても活用できます。地域の皆様は、心待ちにしておられます。

よって、第38号議案、平成27年度宍粟市一般会計予算は妥当な予算組みであるので、賛成いたします。

議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 次に、原案反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市議団を代表して、第38号議案、2015年度宍粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

2015年度は消費税が引き上げられ、市民の暮らし、営業は大変になっています。それは、市民税が個人、法人合わせて6,840万円の減額で、その約半分以上が法人税です。

さて、新年度予算では少子高齢化対策として婚活に力を入れた予算となっていますが、行政が取り組むべき事業なのか議論が必要です。若者の低収入や身分の不安定、女性の働きにくさなど抜本的な問題解消が必要ではないでしょうか。

さて、新年度から当初は地域ぐるみで反対があった千種地域の幼保一元化が、ちくさ杉の子こども園として分園方式で4月から開所することになります。私たちは、幼保一元化をするなら、公立幼稚園の性格も残して分園方式で実施すれば、費用も少なくて済み、地域にも納得される幼保一元化の実施ができるのではないかと提案もしてきました。しかし、教育委員会は分園方式はとれないと、かたくなに拒んでおきながら、皮肉にも園舎の建設が間に合わず、分園方式での開所となりました。しかも地域の同意を求めるために、こども園の位置が千種小学校に隣接に建設となり、そのための造成費用やプールの移転などが必要になり、その費用はこども園と図書館の建設費で5億1,877万円、プールは温水にするため4億5,000万円と約10億円もの大事業となってしまいました。しかも、2回の補正予算が計上されても入札の落札者が出ず、随意契約をすることになりました。

できてしまうこども園は幼児教育のレベルを落とさないように幼稚園の先生に任せるべきであり、3年間の時限を設けず、幼児教育は協定書の中で公務員の幼稚園教諭の派遣を3年間のローテーションの人事異動で確保していくべきです。

また、温水プールができることは、市民の利益に繋がることなので、賛成するものでありますが、その必要性については、宍粟市の一宮町に温水プールがあるにもかかわらず、そのプール利用者の健康への影響等は調査せずに、ほかの自治体の事例を紹介するなど、その根拠が曖昧です。

さらに、波賀町の3小学校が統合されて1小学校となりますが、子どもの人数が減っても統廃合は最後の手段であり、地域を大きく衰退させることは火を見るよりも明らかです。地域合意という手順は踏んでいるように見えますが、地域は仕方ないという消極的なものであり、教育委員会の主導によるものと言わざるを得ません。

4点目には、廃校になる野原小学校校舎に波賀市民局にある教育研修所を移転するために4,000万円もの予算を計上しています。手狭になったとのことですが、小学校の統廃合により教員が大幅に減るのに移転は理解できません。その上、4,000万円もの費用をかけることは市民の理解も得られません。

5点目には、戸原保育所は認定こども園ではなく、現状の公立保育所として建物の建て替えを早急に行うべきです。

6点目には、この間、住宅建設資金等の貸付金の整理が進んでいることは評価で

きることですが、整理の結果は債権放棄が多く、合併前から担当町がしっかりと徴収事務をやっておれば、債権放棄は避けられたと思います。

7点目には、菅山振興会への借地料は減ってきているとはいえ、山崎西中学校の運動場に依然として借地料が支払われており、運動場が借地という状態が続いており、市長として菅山振興会に寄附を求めるべきであります。

以上、主な点を指摘して、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 5番、飯田です。

修正動議に対する賛成の立場で討論を行います。

千種B & Gプールについて、学校授業のために必要であるということについての議論は、それについては議論の余地はありません。

しかし、温水プール化については、年間を通しての体力づくり、地域の方々の健康づくりなどへの貢献と医療費の削減への期待が持たれておりますが、これらを裏づける納得のできるだけの根拠や資料提供、これがなされていない、こういうように感じます。

過疎地域へ何かをとという市長の思いであるならば、既存の温泉施設と健康施設でもあるエーガイヤちくさを地域の方々がより使いやすく、健康づくりに貢献できるように改造なりすることを考えていただきたい。このような施策の実行に関しましては、自治基本条例第5条にもあるとおり、市民との協働の原則を掲げ、市民の意思を実現するという責任を負うということであれば、市民参加の検討委員会などをつくるべきであったと思います。

また、第26条にもありますように、市の執行機関は最少の経費で最大の効果を上げるように努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない、こういうように書かれております。本当の意味での健全財政を求めるならば、この施策は納得いくものではありません。

過疎地域に貢献できるもの、このことにもっと本気で取り組んでいただきたい、こういうように思います。

細かい財政のことにつきましては、鈴木議員のほうから言っていたいただきましたので、その辺は割愛させていただきますが、あと同僚議員からいろいろと細かい指摘もあろうかと思しますので、私はこれだけの討論にいたします。

議長（岸本義明君） 続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私も第38号議案の修正案に賛成の立場で討論を行います。

市の財政状況や今後の財政運営を考えますと、今は歳出予算を抑制すべき時期にあると思います。前年度予算を上回らないようにとの予算編成方針であったにもかかわらず、前年度予算を上回ることとなった臨時的な建設費の増加にこの千種B & Gプール建設事業と教育研修所機能強化事業が関係していると考えます。

また、この2事業によります起債が、本年度起債償還額を上回る起債発行に大きく影響し、予算編成方針や財政規律を乱す原因になっていると考えます。

このため、予算編成方針に基づくこと、起債発行額を抑え、将来負担を少なくするためにも当該2事業に関する予算を減額修正すべきと考えます。

その理由として、一つには、事業費4億5,500万円、うち約4億円の借金をして実施しようとする千種B & Gプール建設事業については、事前評価が十分に行われず、多くの市民が今なお不信感を持っている中で行うべきではないということです。プール建設は、当初の計画どおり、学校プールや社会体育の活動の場として利用増進を図る通常のプール建設にとどめるべきと考えます。人口減少や厳しい財政状況の中において、後年度に負担となる公債費や管理運営に伴う委託料や管理費などのランニングコストが重くのしかかる、いわゆる箱物建設などの建設事業費は抑制を図らなければならない時期であると考えます。

二つ目には、限られた財源の有効活用と公共政策のあり方として、人口が減少する中においては、新たな箱物建設の方向ではなく、機能の複合化をはじめとする既存建物の有効活用にシフトすべきであると考えます。

千種には、健康づくりや地域包括ケアシステムの先駆けと言える拠点施設エーガイアがあります。このエーガイアに木質バイオマス利用施設等の整備補助金を投入して、市民の健康増進と体力づくり、医療費や介護給付費の抑制に取り組むことがより効果的な施策であると考えます。

木質ボイラー施設の整備と燃料の供給システムを地域の高齢者が担える仕組みをつくっていくことで、市民の生きがいや喜びに繋がるものと考えます。過疎地域の振興というお話がありましたが、過疎の自立は箱物ではなく、その地域が自立できる施策を考えるべきだと思います。

例えば、他の地域でも実施されておりますけども、バイオマスの総合産業を基軸とした環境に優しく、豪雪地帯でも、あるいは厳寒の地においても、強いエネルギー完全自給の地域づくりを進め、雇用の創出と活性化に繋げていくこと、そして、

地域内の生産性を高め、地域に富が還元され、その富が循環されるようなまちづくりを目指していくことが、本来の過疎地域の自立に繋がるというふうに考えます。

三つ目には、教育研修所機能強化事業についてであります。現在の波賀市民局2階フロアから本年3月に閉校した野原小学校校舎への移転であります。トイレや空調設備などの改修工事に起債3,500万円を充てるというものですが、野原小学校舎の活用について、全体の整備計画が決められていない中での部分的な事業を先行させることについては問題があるというふうに考えます。

以上の理由によりまして、平成27年度穴粟市一般会計予算の修正案に賛成するものであります。

議員各位の賛同を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、第39号議案から第48号議案について、討論を行います。

第39号議案、第42号議案、第43号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党穴粟市議団を代表して、第39号議案、2015年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

穴粟市の一人当たりの国保税は、41市町中では高い位置にあり、医療費は低い水準にあります。国保税は高くなった大もとの原因は、国が補助金を大幅に減らしたことにあります。多くの自治体は国保加入者の国保税を軽減するために、ルール分以外の繰り入れをして国保税を少しでも安くする努力をしています。

国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費は高くなります。今こそ、一般会計からの繰入金を大幅に増やして負担感のない国保税額にすべきであります。また、国保の資格証明書や短期保険証の発行は、国保加入者が医療機関にかかりにくくするものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上を指摘して反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 続いて、第42号議案、第43号議案もやってください。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党穴粟市議団を代表して、第42号議案、2015年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は年齢だ

けで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

続きまして、日本共産党宍粟市議団を代表して第43号議案、2015年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

新年度から3年間の介護保険事業計画で、介護保険料は標準の方で1カ月950円も引き上げになり、5,900円にもなります。

介護保険は、制度ができて以来3年ごとの見直しで、保険料の負担が重くなるとともに、1割の利用料負担が大きく、介護認定に応じたサービスが受けられないことを繰り返し指摘してきました。

また、新年度からは要介護3以上でなければ特別養護老人ホーム等の施設利用ができなくなることや要支援者の介護を介護保険から外し、自治体へ押しつけられます。介護保険も医療の早期発見、早期治療が医療費増を抑える王道であるように、要支援の段階からしっかりサポートしてこそ介護費用の軽減に繋がるものであり、介護予防こそ大切であります。

このような介護保険制度の改悪は、地方自治体の負担を大幅に増やすものであり、自治体格差が大きくなる危険性があります。

以上で、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） それでは、第39号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業は、各自治体で運営し、加入者の相互扶助で成り立つ事業であります。しかし、国保加入者の減少、また評価替えによる資産課税額減少などにより、平成27年度の保険税収入は、前年対比9,322万5,000円の減少となっております。

そのようなことから、医療費適正化への取り組みといたしまして、ジェネリック医薬品差額通知の発送、また、レセプト点検、疾病の早期発見のための特定健診受診率の向上などがあります。

また、低所得者への保険税軽減拡充も行われるなど、納税者の立場に立った配慮もされております。一般会計からの繰り入れという意見もありますが、税の公平性を鑑み、ルール以上の繰り入れはすべきでないと思います。

しかしながら、さらに高齢化が進行し、医療費は増加してくる反面、加入者は減

少し負担額は増加してくると思われることから、当局におかれましては、国民健康保険税度の維持のため、健全財政の維持、疾病予防などにさらなる努力を求めるとともに、物価高、景気の低迷等もあり、納税に苦慮されていることも真摯に受けとめていただき、今後においても丁寧な対応をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上であります。

議長（岸本義明君） 続いて、9番、秋田裕三議員。

9番（秋田裕三君） 9番、秋田裕三です。議案番号42号議案、平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について賛成の討論を行います。

理由といたしましては、5期の保険料基準額4,950円が、6期には保険料基準額が5,900円に上がるものであります。高齢者が増え、要支援・要介護認定者数の増加、そして、介護保険サービスの充実による利用者の増加という現実があります。

1号保険者数につきましては、平成26年度1万1,592人に対しまして、平成27年度は1万2,376人と784人の増加であります。

また、サービス給付費総額は、5期の総額117億円に対しまして、6期は約131億円の見込みであります。約12%のアップであります。

高齢者の健康維持のために、安全な地産地消の食材、あるいは適切な高齢者向けのスポーツの奨励などが必要であります。温水プールなどはその一部であります。

高齢者の健康づくり施策を強く推進されるよう望むところであります。

後期高齢者医療事業保険料につきましては、システム全体を維持し、サービスを維持するためには、保険料基準額を上げることは必要であり、そうせざるを得ません。このままでは制度自体が維持できません。

議員各位の賛同を求めて、賛成討論といたします。

議長（岸本義明君） 続いて、8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 第43号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対して、賛成の立場で討論を行います。

宍粟市においても、今後要介護者がさらに増加することが予測され、また、介護サービスの充実により利用料の増加も予測されております。そのため、公平で安定的かつ持続性のある介護保険財政の運営を図ることが大切でございます。したがって、国県制度に沿ったものとしていくことが必要となってきます。

よって、第43号議案に対して賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第38号議案を採決いたします。

本案については、鈴木浩之議員ほか3名より修正案が提出されておりますので、修正案について採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（岸本義明君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、第38号議案の原案について採決します。

第38号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第39号議案を採決いたします。

第39号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第39号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第40号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第42号議案を採決いたします。

第42号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第42号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第43号議案を採決いたします。

第43号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第43号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

よって、第43号議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第44号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第44号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第45号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第45号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第46号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第47号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第47号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第48号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第48号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第49号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第49号議案、宍粟市地域創生戦略委員会条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第49号議案、宍粟市地域創生戦略委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

総合計画を踏まえた地域創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進するため、宍粟市地域創生戦略委員会を置くものであります。

宍粟市の最重要課題である人口減少に取り組むためには、市民の皆様や民間事業者の皆様とともに推進していくことが重要であります。

そこで、市民、産業界、教育機関、金融機関などで構成する宍粟市地域創生戦略委員会を設置し、総合戦略の方向性や具体の施策、さらに実施状況などについて意見をいただこうとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

質疑は終わります。

ただいま議題となっております第49号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第3 第50号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第50号議案、土地の取得についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第50号議案、土地の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

西播グリーンセンター跡地については、県から公共的な活用について譲渡を含め

た打診を受け、検討を行ってまいりました。土地の取得に当たり、具体的な活用策としましては、近年山崎インターから阪神間等への高速バスの利用ニーズが高まっていることから、市民の利便性の向上等を図るための高速バス利用者用駐車場等の設置や、観光客の利便性を図り交流人口への増へと繋げていくためのイベント時の臨時駐車場としても活用できる多目的な広場の設置を考えております。

この土地の取得につきまして、県との協議を行ってきました結果、宍粟市山崎町中広瀬字道端13番ほか6筆、1万2,801.83平方メートルについて、取得金額8,760万3,184円で、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、兵庫県より取得しようとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております第50号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第4 発議第1号

議長（岸本義明君） 日程第4、発議第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本発議は、民生生活常任委員長から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 発議第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての審議を、宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

この意見書については、肝炎友の会兵庫支部他2団体から平成27年2月23日付で議長宛てに請願が提出され、民生生活常任委員会に付託されました。民生生活常任委員会で協議した結果、全会一致でこの請願の趣旨に賛同し、採択すべきものと決し、地方自治法第99条の規定に基づき、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助

成制度を創設すること、身体障害者福祉法上の肝炎疾患に係る障がい認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること、この2点について意見書の提出を提案するものです。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

本発議に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

ここで委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 45 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、総務文教常任委員長から第49号議案及び第50号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第49号議案及び第50号議案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、第49号議案及び第50号議案を追加日程とし、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第49号議案

議長（岸本義明君） 追加日程第1、第49号議案、宍粟市地域創生戦略委員会条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月25日に審査付託のありました第49号議案、宍粟市地域創生戦略委員会条例の制定については、同日に、第21回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により、御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第49号議案については、宍粟市の最重要課題である人口減少に取り組むためには、市民や民間事業者等とともに推進していくことが重要であり、市民、産業界、教育機関、金融機関などで構成する宍粟市地域創生戦略委員会を設置し、総合戦略の方向性や具体的な施策、さらに実施状況などに意見をいただこうとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第49号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第2 第50号議案

議長（岸本義明君） 追加日程第2、第50号議案、土地の取得についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月25日に審査付託のありました第50号議案、土地の取得については、同日に、第21回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第50号議案については、近年、山崎インターから阪神間等への高速バスの利用ニーズが高まっていることから、市民の利便性の向上を図るための高速バス利用者用駐車場等の設置や、観光客の利便性を図り、交流人口の増へと繋げていくためのイベント時の臨時駐車場としても活用できる多目的な広場に活用するため、西播グリーンセンター跡地である山崎町中広瀬字道端13番ほか6筆の合計1万2,801.83平米について、取得金額8,760万3,184円で、兵庫県より取得しようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑であります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑は終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第50号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 所管事務等調査について

議長（岸本義明君） 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て審議を終了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第63回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦勞さまでございました。

3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

この3月議会におきましては、教育長の職務等に関する条例案をはじめ少子化対策事業助成条例や介護保険条例の一部改正案、さらには、補正予算等の重要な案件のほか、新年度の事業に関する平成27年度予算案が提出され、議員各位には終始熱心に御審議いただき、全て成立いたしました。市長はじめ当局におかれましては、議員の質疑に誠実に受け答えをしていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本予算が有効に活用され、機能し、そして、地域の活性化に繋がることを切に願うところでございます。

間もなく新年度が始まります。宍粟市誕生丸10年、この10年間に市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に向かって着実に歩みを進められたかどうか、地域の特性を生かしたまちづくりは進んでいるのかどうか、おのおので問い直し、そして、この間の経験を今後の元気なまちづくりに生かさねばなりません。

5月が来ますと、私たち議員も任期の2分の1が終わりますが、急激な少子高齢化が進む中、取り組まねばならない課題は山積しております。福元市長をはじめ市当局の皆様、そして議員の皆様、いつも言いますが、人口わずか4万人の小さなまちです。全ての人束になって取り組んでもなかなか達成困難な課題もあります。

同じ運命共同体に生きる者として、ともに手を携え、協力し、合意形成を図り、一丸となって宍粟市を支え、まちの活性化に取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして、平成26年度最後の御挨拶とさせていただきます。

どうも御苦労さまでございました。

市長（福元晶三君） 第63回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

日ごとに春の訪れを感じるころとなってまいりました。

去る3月2日に開会をいたしました第63回宍粟市議会定例会は、岸本議長様、高山副議長様をはじめ議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

今定例会では、平成26年度一般会計補正予算、平成27年度予算、消防団条例の一部改正、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等、重要案件につきまして、慎重に御審議いただきました。その中で適切な議決をいただきましたことを改めて厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましても御議論をいただきました地方版総合戦略の策定とその取り組みがいよいよ本格的にスタートすることとなります。

宍粟市におきましては、昨年より策定を進めております第2次総合計画において、最重要課題として人口減少課題を位置づけることとしておりますが、時期を同じくするこの地方版総合戦略を好機と捉えて、全庁的に取り組む所存でございます。

このため、4月1日に部局長からなる地域創生本部を設置し、さらに、市民や団体、民間事業者、金融機関、マスメディアなどの参画によります宍粟市地域創生戦略委員会を組織し、幅広い分野からの御意見を伺いながら、計画の方向性や具体案について議論を進めてまいりたいと考えております。

さらに、本議会におきまして議決をいただきました連携中枢都市圏形成に係る連携協約につきましても、1300年前に編さんされました播磨国風土記をはじめとする長い歴史の中で、相互に文化を育んできた播磨圏域の各自治体が連携することにより、「人口減少社会でも光り輝く播磨」を創造し、地域創生の先駆けとなるべく地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

地方創生は、自治体間の知恵比べとも言われ、「熱意と創意工夫のある自治体を国は全力で支える」とされております。まさに私自身が先頭に立って全力で取り組んでいかなければならないと決意をしているところでございます。

議員各位におかれましても、御理解をいただき、御支援、御協力を賜りますよう

お願い申し上げます。

平成27年度は、宍粟市にとりましては市制10周年とあわせまして、宍粟藩立藩400年、播磨国風土記編さん1300年の記念すべき年として、先人たちが育んでこられた自然と歴史と文化を再認識し、次の世代に伝えていくためにさまざまな記念事業を計画しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりになりましたが、各位の御健勝を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 0時00分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 大 畑 利 明